

参考条文（アクセスコントロール回避規制関係）

国内法

○著作権法（昭和45年法律第48号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第17条第1項に規定する著作人格権若しくは著作権又は第89条第1項に規定する実演家人格権若しくは同条第6項に規定する著作隣接権（以下この号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第30条第1項第2号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。

（私的使用のための複製）

第30条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 （略）

二 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第120条の2第1号及び第2号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合

2 （略）

（侵害とみなす行為）

第113条 次に掲げる行為は、当該著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

- 一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時に国内で作成したとしたならば著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為
- 二 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を、情を知つて、頒布し、頒布の目的をもつて所持し、若しくは頒布する旨の申出をし、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもつて所持する行為
- 2 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。
- 3 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
 - 一 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為
 - 二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。）
 - 三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為
- 4 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」とする。
- 5 国内において頒布することを目的とする商業用レコード（以下この項において「国内頒布目的商業用レコード」という。）を自ら発行し、又は他の者に発行させている著作者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの（以下この項において「国外頒布目的商業用レコード」という。）を国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知つて、当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為は、当該国外頒布目的商業用レコードが国内で頒布

されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限り、それらの著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。ただし、国内において最初に発行された日から起算して七年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコードを輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもって所持する行為については、この限りでない。

- 6 著作権者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作権者人格権を侵害する行為とみなす。

第120条の2 次の各号のいずれかに該当するものは、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置（当該装置の部品一式であって容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもって製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者
- 二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行った者
- 三 （略）

○不正競争防止法（平成5年法律第47号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 十 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置（当該装置を組み込んだ機器を含む。）若しくは当該機能のみを有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為
- 十一 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有す

る装置（当該装置を組み込んだ機器を含む。）若しくは当該機能のみを有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

- 7 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を制限する手段であって、視聴等機器（映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ。）が特定の反応をする信号を映像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう映像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

（差止請求権）

第3条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

- 2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第5条第1項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）

第4条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第8条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

（適用除外等）

第19条 第3条から第15条まで、第21条（第2項第6号に係る部分を除く。）及び第22条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

- 七 第2条第1項第10号及び第11号に掲げる不正競争 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる第2条第1項第10号及び第11号に規定する装置若しくはこれらの号に

規定するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該プログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

○関税法（昭和29法律第61号）（抄）

（輸入してはならない貨物）

第69条の11 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一～八 （略）

九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

十 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第19条第1項第1号から第5号まで（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

2 税関長は、前項第1号から第6号まで、第9号又は第10号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

3 （略）

条約等

○著作権に関する世界知的所有権機関条約（抄）

第11条 技術的手段に関する義務

締約国は、著作者によつて許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその著作物について実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であつて、この条約又はベルヌ条約に基づく権利の行使に関連して当該著作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

○実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（抄）

第18条 技術的手段に関する義務

締約国は、実演家又はレコード製作者によつて許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であつて、この条約に基づく権利の行使に関連して当該実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

○情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーション

に関する欧州議会およびEU理事会のディレクティブ2001/29/EC (抄)

【(社団法人著作権情報センター、2001年)〔原田 文夫 訳〕47、49頁】

第6条 技術的手段に関する義務

1. 加盟国は、関係する者が、その目的のためであることを知り、又は知るべき合理的な理由を有しながら行う、いずれかの効果のある技術的手段の回避に対して、適切な法的保護を与えるものとする。
2. 加盟国は、次のものの製造、輸入、頒布、販売、貸与、販売若しくは貸与のための宣伝、又は装置、製品若しくは部品の商業目的の所持に対して、適切な法的保護を与えるものとする。
 - (a) いずれかの効果がある技術的手段の回避の目的で宣伝され、広告され又は市場化されるもの、
または、
 - (b) いずれかの効果がある技術的手段を回避する以外に商業的に重要な目的又は用途をもたないもの、
または、
 - (c) 主としていずれかの効果がある技術的手段の回避を可能にし又は容易にする目的で設計され、制作され、調整され又は使用されるもの
3. 本ディレクティブの適用上、「技術的手段」という表現は、法律に規定されたいずれかの著作権若しくは著作権に関連する権利、またはディレクティブ96/9/EC第3章に規定された *sui generis* 権の権利者により権限を与えられていない、著作物その他の目的物に関する行為を、その通常の稼動において防止し又は禁止するよう意図されたいずれかの技術、装置又は部品を意味する。技術的手段は、アクセスコントロールもしくは暗号化、スクランブルがけのような保護方法又はその他の保護の目的を達成する著作物その他の目的物の変形の応用によって、保護のある著作物その他の目的物の利用が権利者により制御される場合は、「効果がある」とみなされる。

外国法

○イギリス著作権法（1988年の著作権、意匠及び特許法）(抄)

【2003年改正法 文化庁仮訳】

(複製防止を回避するための装置)

第296条

- 1 本条は以下の場合に適用される。
 - (a) 技術的装置がコンピュータプログラムに適用される場合、
及び
 - (b) 侵害複製物を作成するために利用されることを知り、又知るべき理由を有している者(A)

が、

- (1) 専ら技術的装置の無許諾の除去又は回避を容易にすることを目的とする方法を、販売若しくは貸与のための製造、頒布、販売、または貸与、販売若しくは貸与のための提供または陳列、販売若しくは貸与のための宣伝、又は商業目的の所持を行う場合
- (2) 技術的装置の除去又は回避を可能にし、又は補助することを目的とした情報を公表すること

2 著作権侵害の観点から、以下の者は、Aに対し著作権者と同様の権利を有する。

- (a) 技術的装置が適用されているコンピュータプログラムを
 - (1) その複製物を公に発行又は、
 - (2) 公衆に伝達する者
- (b) (a) 項で特定されない著作権者又はその排他的被許諾者
- (c) コンピュータプログラムに適用された技術的装置の知的財産権所有者又はその排他的被許諾者

3 (略)

4 更に、第2項に規定される者は、著作権者が侵害複製物に関して有するのと同様、コンピュータプログラムに適用している技術的装置の無許諾の除去又は回避を容易にするために使用する意図をもってある者が所有し、保管し、又は管理する第1項に規定するいずれかの手段に関し、第99条又は第100条（当該物品の引渡し及び押収）に基づく権利を有する。

5～8 (略)

第296Z B条

1 以下の行為を行う者は、罪を犯す。専ら効果的な技術的手段の回避を可能にし、又は容易にする目的で設計され、製造され、適用された装置、製品又は部品を

- (a) 販売又は貸与目的で製造し、
- (b) 私的又は家庭内での使用以外の目的で輸入し、
- (c) 商業の過程で、
 - (1) 販売又は貸与し、
 - (2) 販売又は貸与の目的で提供又は陳列し、
 - (3) 販売又は貸与の目的で宣伝し、
 - (4) 所持し、
 - (5) 頒布し、又は、
- (d) 商業以外の過程において、著作権者に不利益な影響を与える程度頒布する行為。

第296Z D条

1 本条は以下の場合に適用される。

- (a) 効果的な技術的手段がコンピュータプログラム以外の著作物に適用され、かつ、

- (b) ある人物 (C) が、当該手段の
 - (1) 回避するために促進し、宣伝し、又は市場に流通し、
 - (2) 回避以外の限定された商業的に重要な目的又は利用方法のみを有し、又は、
 - (3) 専ら回避を可能にし、又は容易にする目的で設計、製造、適用又は実演された装置、製品又は部品を製造し、輸入し、頒布し、販売し、貸与し、販売又は貸与目的で提供又は陳列し、又は商業目的で所持し、又はサービスを提供する場合
- 2 以下の者は著作権者が著作権侵害に関して有するのと同様の権利をCに対して有する。
 - (a) 効果的な技術的手段が適用される著作物
 - (1) の複製物を公に公表し、又は
 - (2) 公衆に伝達する者
 - (b) (a) 項で特定されない著作権者又は排他的許諾を得た者
 - (c) 著作物に適用された効果的な技術的手段における知的財産権の所有者又は排他的許諾を得た者
- 4 更に、第2項に規定される者は、著作権者が侵害複製物に関して有するのと同様、効果的な技術的手段を回避するために利用されることを目的として所持、管理又は制御する装置、製品又は部品に関し、第99条又は第100条（当該物品の引渡し及び押収）に基づく権利を有する。
- 5～9（略）

第296ZF条

- 1 296ZA条から296ZE条において、「技術的手段」とは、その通常の操作の過程において、コンピュータプログラム以外の著作物を保護するために設計された技術、装置又は部品をいう。
- 2 著作物の利用が意図的な保護を達成するための以下の行為を通じて著作権者により制御されている場合、当該手段は「効果的」である。
 - (a) 暗号化、スクランブルその他著作物の変形といったアクセスコントロール又はプロテクションプロセス
 - (b) コピーコントロールメカニズム
- 3 本条において、
 - (a) 著作物の保護とは、著作権者により許諾されず、著作権により制限されている行為の防止又は制限をいう。
 - (b) 著作物の利用は、著作権により制限される行為の範囲外の著作物の利用に拡大されない。
- 4 本法第1章の目的で定義された296ZA条から296ZE条において用いられる表現は当該章と同様の意味を有する。

○ドイツ著作権法（1965年9月5日の著作権及び著作隣接権に関する法律）

(抄)

【著作権情報センターHP】

第95a条 技術的手段の保護

- (1) この法律に基づき保護を受ける著作物その他この法律に基づき保護を受ける保護対象の保護のために有効な技術的手段は、それを回避する行為が当該著作物若しくは保護対象へのアクセス又はそれらの使用を可能にすることを目的として行われることを、その行為者が知り、又は諸般の事情に照らし知るべきものと認められるときは、権利保有者の同意を得ることなく回避してはならない。
- (2) この法律の意味における技術的手段とは、技術、装置及び部品であって、通常の利用において、保護を受ける著作物その他この法律に基づき保護を受ける保護対象に関する行為のうち権利保有者によって許されていないものを禁止し、又は制限するよう特定されているものをいう。技術的手段が有効であるとは、当該技術的手段により、アクセス制御、暗号化、歪み加工その他の変更のような保護機構、又は複製行為の制御のための機構で保護の目的の達成を確かなものとするものを通じて、保護を受ける著作物又はその他この法律に基づき保護を受ける保護対象の使用が、権利保有者の管理のもとに置かれるものと認められる場合をいう。
- (3) 装置、製品又は部品の製造、輸入、頒布、販売、賃貸、販売又は賃貸に関する広告、及び業を目的とする所持、並びに役務の提供で次の各号のいずれかに掲げるものは、禁止される。
 1. 有効な技術的手段の回避を目的とする販売促進、広告又は商品化の対象であるもの
 2. 有効な技術的手段の回避を除いて、限定された経済的な目的又は有用性を有するにすぎないもの
 3. 有効な技術的手段の回避を可能にし、又は容易にすることを主要な目的として、立案され、製造され、調整され、又は提供されるもの
- (4) 公共の安全の保護又は刑事司法を目的とする官公署が有する任務及び権限は、第1項及び第3項に係る禁止によって妨げられることはない。

第95b条 制限規定の執行

- (1) 権利保有者が、技術的手段をこの法律の定めるところに従い用いるものと認められる場合において、次の各号に定めるいずれかの規定による受益者が、著作物又は保護対象に合法的にアクセスするものと認められるときは、権利保有者は、その者に対して、当該規定を必要と認められる限度において行使し得るために不可欠な手段を、処分に供する義務を負う。
 1. 第45条（司法及び公共の安全）
 2. 第45a条（障害者）
 3. 第46条（教会、学校又は授業の用に供するための編集物）
 4. 第47条（学校放送）
 5. 第52a条（授業及び研究のための公衆提供）

6. 第53条（私的及びその他の自己の使用のための複製）

- a) 第1項 複製が、任意の写真製版の方法その他類似の効果を有する方法を用いて、紙又は類似の支持物に行われるものと認められるとき。
- b) 第2項第2文第1号
- c) 第2項の第2文第1号又は第3号と併せ、同項第1文第2号
- d) 第2項の第2文第1号及び第3文とそれぞれ併せ、同項第1文第3号及び第4号
- e) 第3項

7. 第55条（放送事業者による複製）

第1文に基づく義務の排除を目的とする合意は、無効とする。

- (2) 前項の求めに従わない者に対して、同項に定めるいずれかの規定の受益者は、それぞれの権限を実現するために必要とされる手段を処分しに供するよう、請求することができる。提供された手段が、権利者の団体と制限規定による受益者との間における合意に適合するときは、その手段は十分であるものと推定する。
- (3) 前二項は、著作物及びその他の保護対象が、契約上の合意に基づき、公衆の構成員がその選択に係る場所及び時においてそれらを使用できる方法で公衆に提供されるものと認められるときは、適用しない。
- (4) 第1項から生ずる義務を履行するために用いられる技術的手段は、任意になされた合意を実施するために用いられる手段を含め、前条に基づく保護を受ける。

第108b条 技術的保護手段及び権利管理に必要とされる情報の不法な侵害

- (1) 次の各号のいずれかに掲げる行為をする者は、その行為が、専ら、行為者又は行為者と個人的な関係によって結ばれている者の自己の私的使用のために行われるものとはいえず、又はそのような使用に関係するものでないときは、1年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
 - 1. この法律に基づき保護を受ける著作物その他この法律に基づき保護を受ける保護対象へのアクセス又はそれらの使用を、自らに、又は第三者に対して可能にすることを意図して、有効な技術的手段を権利保有者の同意を得ることなく回避すること。
 - 2. 情を知って権限なく、
 - a) 権利管理のための情報で権利保有者に由来するものを、当該情報のいずれかが著作物その他の保護対象の複製物に付され、又は当該著作物若しくは保護対象の公衆への再生との関係で公にされる場合において、除去し、又は改変すること。
 - b) 著作物その他の保護対象で、その権利管理のための情報が権限なく除去され又は改変されたものを、頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に再生し、又は公衆提供すること、及びこれらの行為により、少なくとも軽率に、著作権又は著作隣接権の侵害を誘引し、可能にし、容易にし、又は隠蔽すること。
- (2) 第95a条第3項に反して、装置、製品又は部品を業として製造し、輸入し、頒布し、販売し、又は賃貸する者も、同様の刑に処する。

- (3) 第1項の場合において行為者の行為が業として行われるときは、その刑は、3年以下の自由刑又は罰金刑とする。

第111a条 過料規定

- (1) 次の各号のいずれかに掲げる行為をする者は、秩序違反としてその行為をするものとする。
1. 第95a条第3項に反して、
 - a) 装置、製品又は部品を販売し、賃貸し、又は行為者と個人的な関係によって結ばれている者を超えて頒布すること。
 - b) 業として、装置、製品又は部品を、所持し、若しくはその販売若しくは賃貸のために広告し、又は役務を提供すること。
 2. 第95b条第1項第1文に反して、不可欠な手段を処分に供しないこと。
 3. 第95d条第2項第1文に反して、著作物その他保護対象に明示せず、又は完全に明示しないこと。
- (2) 秩序違反行為は、前項第1号及び第2号の場合には、5万ユーロ以下の過料に処し、その余の場合には、1万ユーロ以下の過料に処する。

○アメリカ合衆国著作権法（合衆国法典表題17）（抄）

【著作権情報センターHP】

第1201条 著作権保護システムの回避

- (a) 技術的手段の回避にかかる違反

(1)

- (A) 何人も、本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避してはならない。第1段に掲げる禁止は、本章の制定日1に始まる2年間の終了時に発効する。
- (B) 著作権のある特定の種類の著作物の使用者が、本編に基づき第(C)号に定める特定の種類の著作物を権利侵害なく使用するにつき第(A)号に含まれる禁止により不利益を受け、または続く3年間に不利益を受ける可能性がある場合、当該禁止は当該使用者には適用されない。
- (C) 第(A)号に掲げる2年間および続く各3年間毎に、連邦議会図書館長は、著作権局長が商務省情報通信担当長官補と協議しその見解について報告説明した上で行う勧告に基づき、第(B)号に関して、続く3年間に本編に基づき特定の種類の著作物を権利侵害なく使用するにつき第(A)号に基づく禁止により不利益を受けまたは受ける可能性がある使用者であるか否かを、規則制定手続において決定しなければならない。当該規則制定手続にあたり、連邦議会図書館長は以下を審査しなければならない。
 - (i) 著作権のある著作物の利用可能性。

- (ii) 非営利的な資料保管、保全および教育目的での著作物の利用可能性。
 - (iii) 著作権のある著作物に使用される技術的手段の回避に対する禁止が、批判、解説、ニュース報道、学習指導、学術または研究に及ぼす影響。
 - (iv) 技術的手段の回避が著作権のある著作物の市場または価値に及ぼす効果。
 - (v) 連邦議会図書館長が適切と考えるその他の要素。
- (D) 連邦議会図書館長は、著作権のある著作物の種類のうち、連邦議会図書館長が第(C)号に基づき行う規則制定手続において、著作権のある著作物の使用者が侵害なくこれを利用するにつき不利益を受けまたは受ける可能性があり、第(A)号に含まれる禁止が当該使用者に対して当該種類の著作物については続く3年間は適用されるべきでないとして決定したものを公表しなければならない。
- (E) 第(A)号に含まれる禁止の適用に関する第(B)号に基づく例外および第(C)号に基づき行われる規則制定手続においてなされた判断は、本項を除く本編の規定を行使する訴訟において抗弁とすることができない。
- (2) 何人も、以下のいずれかに該当するいかなる技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部分を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給しまたはその他の取引を行ってはならない。
- (A) 主として、本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避することを目的として設計されまたは製造されるもの。
 - (B) 本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避する以外には、商業的に限られた目的または用法しか有しないもの。
 - (C) 本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避するために使用することを知っている者またはこれに協力する者によって販売されるもの。
- (3) 本節において—
- (A) 「技術的手段を回避する」とは、著作権者の許諾なく、スクランブルがかかっている著作物のスクランブルを解除し、暗号化された著作物の暗号を解除し、またはその他技術的手段を回避し、迂回し、除去し、無効にしもしくは損壊することをいう。
 - (B) 技術的手段が「著作物へのアクセスを効果的にコントロールする」とは、当該技術的手段がその動作の通常のプロセスにおいて著作物へのアクセスを行うには、著作権者の許諾を得て情報を入力しまたは手続もしくは処理を行うことを必要とする場合をいう。
- (b) 補足的違反行為
- (1) 何人も、以下のいずれかに該当するいかなる技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給しまたはその他の取引を行ってはならない。
- (A) 主として、著作物またはその一部分に対する本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避することを目的として設計されまた

は製造されるもの。

(B) 著作物またはその一部に対する本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避する以外には、商業的に限られた目的または用法しか有しないもの。

(C) 著作物またはその一部に対する本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する技術的手段により施される保護を回避するために使用することを知っている者またはこれに協力する者によって販売されるもの。

(2) 本節において—

(A) 「技術的手段により施される保護を回避する」とは、技術的手段を回避し、迂回し、除去し、無効にしたりはその他損壊することをいう。

(B) 技術的手段が「本編に基づく著作権者の権利を効果的に保護する」とは、当該技術的手段がその動作の通常の過程において、本編に基づく著作権者の権利の行使を妨害し、限定したりはその他制限する場合をいう。

(c) その他の権利等に対する無影響

(1) 本条のいかなる規定も、著作権侵害にかかる本編に基づく権利、救済、制限または抗弁（フェア・ユースを含む）に影響を及ぼさない。

(2) 本条のいかなる規定も、技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部分に関する著作権侵害に対する代位責任または寄与責任を拡大したりは縮小するものではない。

(3) 本条のいかなる規定も、家庭用の電化製品、通信機器またはコンピュータ製品の設計またはこれらの一部分および部品の設計および選択において、当該一部分もしくは部品またはそれらが組み込まれた製品が第（a）節（2）または第（b）節（1）の禁止に該当しない限り、特定の技術的手段への対応を要求するものではない。

(4) 本条のいかなる規定も、家庭用の電化製品、通信機器またはコンピュータ製品を利用した活動における言論の自由または報道の権利を拡大したりは縮小するものではない。

(d) 非営利の図書館、文書資料館および教育機関の免責

(1) 本編に基づき認められる行為を行うことを唯一の目的として著作物のコピーを入手するか否かを誠実に決定するためのみに、非営利の図書館、文書資料館または教育機関が商業的利用に供されている著作権のある著作物へのアクセスを行うことは、第（a）節（1）

(A) に違反しない。本項に基づきアクセスを行った著作物のコピーは、

(A) かかる善意の決定を行うために必要な期間を超えて保管されてはならず、かつ、

(B) 他のいかなる目的にも使用されてはならない。

(2) 第（1）項に基づき認められる免責は、同一のコピーが他の形態では合理的に入手することのできない著作物についてのみ適用される。

(3) 非営利の図書館、文書資料館または教育機関が商業的な利益または経済的利得を目的

として故意に第（１）項に違反した場合、

（Ａ）最初の違反については、第１２０３条に基づく民事上の救済に服する。

（Ｂ）反復するまたはその後の違反については、第１２０３条に基づく民事上の救済に加えて、第（１）項に定める免責を喪失する。

（４）本節は第（ａ）節（２）または第（ｂ）節に基づく訴えに対する抗弁とすることができず、また、本条は、非営利の図書館、文書資料館または教育機関が技術的手段を回避する技術、製品、サービス、部品またはこれらの一部分を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給しまたはその他の取引を行うことを許容するものではない。

（５）図書館または文書資料館が本節に基づく免責の適用を受けるには、当該図書館または文書資料館の収蔵物が、以下のいずれかの要件をみたさなければならない。

（Ａ）公衆に開かれていること。

（Ｂ）当該図書館もしくは文書資料館またはこれらがその部分である機関に関係する研究者だけでなく、専門分野において研究を行うその他の者も利用可能であること。

（ｅ）法の執行、情報活動その他の政府の活動

本条は、合衆国、州もしくは州の分権体の公務員、エージェントもしくは被用者、または合衆国、州もしくは州の分権体との契約に従って行動する者が行う、適法に授權された捜査、保護、情報保全または情報活動を禁じるものではない。本節において、「情報保全」とは、政府のコンピュータ、コンピュータ・システムまたはコンピュータ・ネットワークの弱点を特定し対処するために行われる活動をいう。

（ｆ）リバース・エンジニアリング

（１）第（ａ）節（１）（Ａ）の規定にかかわらず、コンピュータ・プログラムのコピーを使用する権利を適法に取得した者は、独自に創作したコンピュータ・プログラムとその他のプログラムとの互換性を達成するために必要なプログラムの要素であって、回避を行う者にとってそれまで容易に入手することができなかったプログラムの要素を特定し解析する目的のみのために、かかる特定および解析の行為が本編に基づく侵害を構成しない範囲において、当該プログラムの特定の部分へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避することができる。

（２）第（ａ）節（２）および第（ｂ）節の規定にかかわらず、互換性の達成のために必要である場合は、第（１）項に基づく特定および解析を可能にするために、または、独自に創作されたコンピュータ・プログラムとその他のプログラムとの互換性を達成するために、本編に基づく侵害を構成しない範囲において、技術的手段を回避する技術的手段、または技術的手段により施される保護を回避する技術的手段を、開発し使用することができる。

（３）第（１）項に基づき許容される行為によって得られた情報および第（２）項に基づき許容される手段は、第（１）項または第（２）項にそれぞれ掲げる者が当該情報または手段を、独自に創作されたコンピュータ・プログラムとその他のプログラムとの互換性

を達成するためのみに提供する場合には、本編に基づく侵害を構成せず、また本条以外の適用法に違反しない範囲において他者に提供することができる。

(4) 本項において、「互換性」とは、コンピュータ・プログラムが情報を交換し、交換された情報を相互に使用できる機能をいう。

(g) 暗号化研究

(1) 定義

本節において—

(A) 「暗号化研究」とは、当該行為が暗号化技術の分野における知識を進歩させまたは暗号化製品の開発を支援するために行われる場合において、著作権のある著作物に使用される暗号化技術の欠点や弱点を特定し解析するために必要な行為をいう。

(B) 「暗号化技術」とは、数式またはアルゴリズムを用いて、情報にスクランブルをかけまた解除することをいう。

(2) 暗号化研究において許容される行為

第(a)節(1)(A)の規定にかかわらず、善意誠実な暗号化研究の行為において、発行著作物のコピー、レコード、実演または展示に適用された技術的手段を回避することは、以下の全てをみだす場合には当該規定の違反とならない。

(A) 行為者が、当該発行著作物の暗号化されたコピー、レコード、実演または展示を適法に入手したこと。

(B) 当該行為が暗号化研究を行うために必要であること。

(C) 当該者が、回避の前に許可を得よう誠実に努力したこと。

(D) 当該行為が本編に基づく侵害を構成せずまたは本条以外の適用法(第18編第1030条および1986年コンピュータ詐欺・濫用法によって修正された第18編の規定を含む)の違反とならないこと。

(3) 免責を決定する要素

第(2)項に基づく免責を受けることの可否を決定するにあたって考慮されるべき要素は、以下を含む。

(A) 暗号化研究により得られた情報が流布されたか。もし流布された場合には、暗号化技術の知識または開発を進歩させるべく合理的に計算された方法で流布されたか、それとも、本編における権利侵害または本条以外の適用法の違反(プライバシーの侵害または安全の侵害を含む)を容易にする方法で流布されたか。

(B) 行為者が暗号化技術の分野において、正当な研究に従事し、雇用され、または適切に訓練もしくは経験を積んでいるか。

(C) 行為者が、技術的手段の適用されている著作物に対する著作権者に、研究結果の研究の文書を通知しているか、また、いつ通知したか。

(4) 研究活動のための技術的手段の使用

第(a)節(2)の規定にかかわらず、以下の行為は当該条項の違反とならない。

(A) 行為者が第(2)項に掲げる善意誠実な暗号化研究の行為を行う目的にのみ、技術的手段を回避する技術的手段を開発し利用すること。

(B) 行為者が第(2)項に掲げる善意誠実な暗号化研究の行為を行う目的で、または他者に第(2)項に掲げる善意誠実な暗号化研究の行為を認証させる目的で、協力して作業を行う他の者に技術的手段を提供すること。

(5) 連邦議会への報告

本章の制定日1から1年以内に、著作権局長および商務省通信情報担当長官補は、本節が以下の事項に及ぼす効果について、連邦議会に共同で報告しなければならない。

(A) 暗号化研究および暗号化技術の発展。

(B) 著作権のある著作物を保護するように設計された技術的手段の適切性および効率性。

(C) 暗号化された著作権のある著作物への無断アクセスに対する著作権者の保護。

報告書は、立法措置の勧告があれば、これを含まなければならない。

(h) 未成年者に関する例外

第(a)節を部品または一部分に適用するにあたっては、裁判所は、当該部品または一部分が以下の要件をみたす場合には、技術、製品、サービスまたは装置への意図された組み込みおよび実際の組み込みが必要であるか否かを考慮することができる。

(1) それ自体は本編の規定に違反しないこと。

(2) インターネット上の素材への未成年者によるアクセスを妨害することのみを目的とすること。

(i) 個人識別情報の保護

(1) 許容される回避行為

第(a)節(1)(A)の規定にかかわらず、以下の全ての条件をみたす場合には、本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段を回避することは、当該条項の違反とならない。

(A) 技術的手段またはその保護する著作物が、保護される著作物にアクセスしようとする自然人のオンライン行動を反映する個人識別情報を収集または流布する機能を有すること。

(B) 動作の通常の過程において、技術的手段またはその保護する著作物が、当該著作物にアクセスする者に関する個人識別情報を収集または流布することを明示的に通告せず、かつ、かかる収集・流布を妨害または制限する権能を与えることなく、かかる自然人の個人識別情報を収集または流布すること。

(C) 回避行為が、第(A)号に掲げる機能を特定しおよび解除する効果のみを有し、かつ、著作物にアクセスしようとする者の権能に何ら効果を及ぼさないこと。

(D) 回避行為が、保護される著作物へのアクセスを求める自然人の個人識別情報の収集または流布を妨害することのみを目的として行われ、かつ、他のいかなる法の違反にもならないこと。

(2) 特定の技術的手段への不適用

本節は、技術的手段またはその保護する著作物が個人識別情報を収集もしくは流布するものではなく、かつ、使用者に対してかかる機能を保有もしくは使用していることが開示されている場合には、当該技術的手段またはその保護する著作物には適用されない。

(j) セキュリティ検査

(1) 定義

本節において、「セキュリティ検査」とは、コンピュータ、コンピュータ・システムまたはコンピュータ・ネットワークの所有者または運営者の許諾を得て、セキュリティ上の欠点または弱点を善意誠実に検査し、追究または補正することを唯一の目的として、当該コンピュータ、コンピュータ・システムまたはコンピュータ・ネットワークにアクセスを行うことを意味する。

(2) セキュリティ検査において認められる行為

第(a)節(1)(A)の規定にかかわらず、セキュリティ検査の行為を行うことは、かかる行為が本編における権利侵害または本条以外の適用法(第18編第1030条および1986年コンピュータ詐欺・濫用法により修正された第18編の規定を含む)の違反とならない場合には、当該条項の違反とならない。

(3) 免責を決定する際の要素

第(2)項に基づき免責を受けることができるか否かを決定するにあたって考慮されるべき要素は、以下を含む。

(A) セキュリティ検査から得られた情報が、コンピュータ、コンピュータ・システムもしくはコンピュータ・ネットワークの所有者もしくは運営者におけるセキュリティを促進するためのみに使用されたか、または、コンピュータ、コンピュータ・システムもしくはコンピュータ・ネットワークの開発者と直接共有されたか。

(B) セキュリティ検査から得られた情報が、本編における権利侵害または本条以外の適用法の違反(プライバシーの侵害またはセキュリティの侵害を含む)を容易にしないような方法で使用されまたは保持されたか。

(4) セキュリティ検査のための技術的手段の使用

第(a)節(2)の規定にかかわらず、第(2)項に掲げるセキュリティ検査の行為を行うことのみを目的として技術的手段を開発し、製作し、頒布または使用することは、かかる技術的手段が他に第(a)項(2)に違反する事由がない場合には、第(a)節(2)の違反とはならない。

(k) 特定のアナログ装置および特定の技術的手段

(1) 特定のアナログ装置

(A) 本章の制定日1から18ヶ月を経過した以降、何人も以下の物を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給しまたはその他の取引を行ってはならない。

- (i) 自動制御コピー・コントロール技術に適合しない、VHS方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダー。
 - (ii) 自動制御コピー・コントロール技術に適合しない、8ミリ方式アナログ・ビデオ・カセット・カムコーダー。
 - (iii) 自動制御コピー・コントロール技術に適合しない、ベータ方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダー。ただし、本章の制定日2後におけるいずれかの1暦年間に、1、000台の上記レコーダーが合衆国内で販売されるまでは、本要件は適用されない。
 - (iv) 自動制御コピー・コントロール技術に適合しない、8ミリ方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダー（アナログ・ビデオ・カセット・カムコーダーを除く）。ただし、本章の制定日後におけるいずれかの1暦年間に、20、000台の上記レコーダーが合衆国内で販売されるまでは、本要件は適用されない。
 - (v) 自動制御コピー・コントロール技術に適合しない、NTSC方式ビデオ入力を用いて収録するアナログ・ビデオ・カセット・レコーダーで、第(i)段ないし第(iv)段に含まれないもの。
- (B) 本章の制定日以降、何人も以下の物を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給しまたはその他の取引を行ってはならない。
- (i) VHS方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーまたは8ミリ方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーであって、従来自動制御コピー・コントロール技術に適合していたが、上記制定日後に設計が当該技術に適合しないよう変更されたもの。
 - (ii) VHS方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーまたは8ミリ方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダー（8ミリ方式アナログ・ビデオ・カセット・カムコーダーでないもの）であって、従来フォーライン・カラーストライプ・コピー・コントロール技術に適合していたが、上記制定日後に設計が当該技術に適合しないよう変更されたもの。
- VHS方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーまたは8ミリ方式アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーを従来製造または販売しなかった製造業者は、本章の制定日より後に製造されるレコーダーの初期設計をフォーライン・カラーストライプ・コピー・コントロール技術に適合させるとともに、以後引き続きフォーライン・カラーストライプ・コピー・コントロール技術に適合させなければならない。本号において、アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーがフォーライン・カラーストライプ・コピー・コントロール技術に「適合する」とは、通常の視聴モードでレコーダーの再生機能により再生した場合、ディスプレイ装置上で可視映像の一部に分散した目に見える線を含む画像を表示する信号を記録する場合をいう。

(2) 特定の暗号化の制限

何人も、以下のいずれかに該当する複製の場合を除き、家庭での複製を妨害または制限するために自動制御コピー・コントロール技術またはカラーストライプ・コピー・コントロール技術を使用してはならない。

- (A) 公衆の構成員が送信の内容、受信の時間またはその両方を含め送信を選択した生中継または視聴覚著作物の単一の送信または特定の送信群であって、各単一の送信または特定の送信群につき当該構成員に別料金が課されるものの複製。
- (B) 公衆の構成員が当該チャンネルまたはサービスに含まれるすべての番組を受信することができるために受信料として料金を支払うチャンネルまたはサービスが提供する生中継または視聴覚著作物の送信のコピーからの複製。
- (C) 録音済の視聴覚著作物を収録する有体的媒体からの複製。
- (D) 第(A)号に掲げる送信のコピーからの複製、または第(C)号に掲げる有体的媒体からのコピーからの複製。

送信が第(A)号に定める条件および第(B)号に定める条件の双方をみたす場合、当該送信は第(A)号に定める送信として扱う。

(3) 不適用

本節は—

- (A) アナログ・ビデオ・カセット・カムコーダーがカメラ・レンズを通して受信するビデオ信号に関して、自動制御コピー・コントロール技術に適合することを要求するものではない。
- (B) 専門用アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーの製造、輸入、販売の申し入れ、供給またはその他の取引には適用されない。
- (C) 中古アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーについては、新品の時には合法的に製造販売され、その後第(1)項(B)に違反する改変がなされていない場合、その販売の申し入れもしくは供給またはその他の取引には適用されない。

(4) 定義

本節において、

- (A) 「アナログ・ビデオ・カセット・レコーダー」とは、テレビ番組、映画またはその他の形式の視聴覚著作物の映像および音声部分によって作り出される電子信号をアナログ方式で電磁テープに収録する装置または収録する機能を有する装置をいう。
- (B) 「アナログ・ビデオ・カセット・カムコーダー」とは、カメラ・レンズを通しておよびテレビその他のビデオ再生装置に接続することのできるビデオ入力を通して収録する機能を有するアナログ・ビデオ・カセット・レコーダーをいう。
- (C) アナログ・ビデオ・カセット・レコーダーが自動制御コピー・コントロール技術に「適合する」とは、以下のいずれかの場合をいう。
 - (i) 当該技術の一つ以上の要素を感知し、かかる技術が保護する映画または送信を収録しない場合。

- (ii)再生したときに有意的に歪曲しまたは劣化した画像を表示する信号を収録する場合。
- (D)「専門用アナログ・ビデオ・カセット・レコーダー」とは、合法的な業務用または工業用の用途（商業的規模における映画のコピーの作成、実演、展示、頒布または送信を含む）に当該装置を通常使用する者による使用を目的として設計され、製造され、販売されかつ仕向けられるアナログ・ビデオ・カセット・レコーダーをいう。
- (E)「VHS方式」「8ミリ方式」「ベータ方式」「自動制御コピー・コントロール技術」「カラーストライプ・コピー・コントロール技術」「フォーライン版カラーストライプ・コピー・コントロール技術」および「NTSC」の用語は、本章の制定日3に家庭用電子機器業界および映画業界において広く理解される意味を有する。

(5) 違反

本節第(1)項の違反は本条第(b)節(1)の違反として扱う。本節第(2)項の違反は本章第1203条(c)(3)(A)における「回避行為」とみなす。

第1203条 民事上の救済

(a) 民事訴訟

第1201条または第1202条の違反により損害を被った者は、当該違反についてしかるべき連邦地方裁判所に民事訴訟を提起することができる。

(b) 裁判所の権限

第(a)節に基づき提起された訴訟において、裁判所は一

- (1) 違反を防止しまたは抑制するに合理的と判断する条件にて、予備的および終局的差止命令を発することができるが、いかなる場合にも憲法修正第1条が保護する言論の自由または報道の自由に対する事前抑制を行ってはならない。
- (2) 訴訟係属中いつでも、違反者が所有しまたは占有する装置または製品であって、違反に関連すると裁判所が信じるに合理的な理由があるものを、違反を防止しまたは抑制するに合理的と判断する条件にて差し押さえることができる。
- (3) 第(c)節に基づき損害賠償命令を付与することができる。
- (4) その裁量において、合衆国またはその公務員以外の者について、その者によるまたはその者に対する費用の回復を命ずることができる。
- (5) その裁量において、勝訴当事者のために相当な弁護士報酬の賠償命令を付与することができる。
- (6) 違反を認定する終局的判決または命令の一部として、違反者が占有しもしくは管理しまたは第(2)項に基づいて差し押さえられた違反に関連する装置または製品を治癒的に改変しまたは廃棄するよう命ずることができる。

(c) 損害賠償命令の付与

(1) 総則

本編に別途定める場合を除き、第1201条または第1202条に違反した者は、以下

のいずれかを賠償する責任を負う。

(A) 第(2)項に定める現実的損害および違反者が受けた利益。

(B) 第(3)項に定める法定損害。

(2) 現実的損害賠償

裁判所は、提訴当事者に対し、当該当事者が違反の結果被った現実的損害および違反に起因して違反者が受けた利益で現実的損害に算入されなかった金額の賠償を認定しなければならない。

(3) 法定損害賠償

(A) 終局的判決が言い渡されるまではいつでも、提訴当事者は、第1201条の違反に関して、回避行為、装置、製品、部品、提供またはサービスの実施ごとに、200ドル以上または2,500ドル以下の範囲で裁判所が正当と考える金額の法定損害賠償を選択することができる。

(B) 終局的判決が言い渡されるまではいつでも、提訴当事者は、第1202条の違反に関して、2,500ドル以上または25,000ドル以下の金額の法定損害賠償を選択することができる。

(4) 再度の違反

別の違反につき終局的判決が言い渡された後3年以内に、同一者が第1201条または第1202条に違反したことについて、被害当事者が立証責任を果たし裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、その正当と考える範囲において、損害賠償の額を3倍まで加重することができる。

(5) 善意の違反

(A) 総則一

違反者がその行為が違反にあたることを知らずかつ違反と信ずべき理由がなかったことについて、違反者が立証責任を果たし裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、その裁量において、損害賠償の額を減額または免除することができる。

(B) 非営利の図書館、文書資料館、教育機関または公共放送事業者一

(i) 定義

本号において、「公共放送事業者」とは、第118条(g)において付与する意味を有する。

(ii) 総則

非営利の図書館、文書資料館、教育機関または公共放送事業者の場合、当該図書館、文書資料館、教育機関または公共放送事業者がその行為が違反にあたることを知らずかつ違反と信ずべき理由がなかったことについて、当該図書館、文書資料館、教育機関または公共放送事業者が立証責任を果たし裁判所がこれを認定した場合、裁判所は、損害賠償を免除しなければならない。

第1204条 刑事犯罪および刑罰

(a) 総則

故意にかつ商業的利益または私的な経済的利得を目的として第1201条または第1202条に違反する者は—

- (1) 最初の違反については、500、000ドル以下の罰金もしくは5年以内の禁固またはその両方に処する。
- (2) その後の違反については、1、000、000ドル以下の罰金もしくは10年以内の禁固またはその両方に処する。

(b) 非営利の図書館、文書資料館、教育機関または公共放送事業者にかかる制限

第(a)節は非営利の図書館、文書資料館、教育機関または公共放送事業者(第118条(g)に定義する)に対しては適用されない。

(c) 出訴期限

本条に基づく刑事手続は、訴因の発生後5年以内に開始されなければこれを提起することができない。

第1205条 留保条項

本章のいかなる規定も、個人のインターネットの使用に関する個人のプライバシーの侵害を防止する連邦または州の法律の規定を無効にし、減少または弱めるものではなく、また、かかる法律に基づく刑事訴訟または民事訴訟における抗弁または情状酌量の要素を与えるものではない。

○フランス著作権法（知的所有権法典に関する1992年7月1日の法律）

【著作権情報センターHP】

第331の5条 著作物（ソフトウェアを除く。）の著作権者又は実演、レコード、ビデオグラム若しくは番組の著作隣接権者が許諾していない使用を防止すること、又は制限することに当てられる有効な技術的手段は、この章に規定する条件に従って保護される。

2 第1項に規定する技術的手段とは、機能の働きの通常範囲内においてこの項に規定する機能を遂行するいずれの科学技術、装置及び構成部品をもいう。これらの技術的手段は、アクセス・コードの適用、暗号化、受信妨害その他保護対象のいずれの変換のような保護の方式の適用、又はこの保護の目的を達成する複製物の管理の仕組みの適用のおかげで、同項にいう使用が権利者によって管理される場合には、有効であるとみなされる。

3 プロトコル、フォーマット又は暗号化、受信妨害若しくは変換の方式は、それ自体としては、この条に規定する技術的手段を構成しない。

4 技術的手段は、著作権の尊重のために、相互運用の有効な活用を妨げる効果を持ってはならない。技術的手段の提供者は、第331の6条及び第331の7条に定める条件に従って、相互運用に不可欠な情報へのアクセスを許す。

- 5 この節の規定は、伝達の自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号第79の1条から第79の6条まで及び第95条に起因する法的保護を再び問題にしない。
- 6 技術的手段は、この法典に規定する権利及び権利の保持者が与える権利の限度内における著作物又は保護対象の自由使用を妨げることはできない。
- 7 この条の規定は、この法典第122の6の1条の規定を害することなく、適用される。

第331の6条 第331の17条にいう技術的手段規制機関は、第331の5条にいう技術的手段が、それらの相互の互換性がないこと又はそれらの相互運用ができないことを理由として、著作物（ソフトウェアを除く。）の著作権者又は実演、レコード、ビデオグラム若しくは番組の隣接権者によって明示的に決定される制限の補足的及び独立的制限を著作物の使用に持ち込むという結果をもたらさないように監視する。

第331の7条 ソフトウェアのいずれの出版者、技術システムのいずれの製造者及び役務のいずれの利用者も、相互運用に不可欠な情報へのアクセスが拒否される場合には、技術的手段規制機関に対して、当事者の権利を尊重しつつ、現存のシステム及び役務の相互運用を保証すること、並びにこの相互運用に不可欠な情報を技術的手段の権利者から入手することを、要求することができる。この申立てから起算して2か月の期間を利用して、同機関は、その決定を行う。

- 2 相互運用に不可欠な情報とは、初めに定義された著作物又は保護対象の使用条件を尊重しつつ、技術的手段によって著作物又は保護対象にアクセスすること（数値経済に対する信頼に関する2004年6月21日の法律第2004-575号第4条に規定する開かれた基準における場合を含む。）、及び結合した電子形式の情報にアクセスすることを、技術装置に可能とさせるために必要な技術的ドキュメンテーション及びプログラミングのインターフェイスをいう。
- 3 技術的手段の権利者は、その独立した、かつ相互運用するソフトウェアのソースコード及び技術的ドキュメンテーションの公表が、前記の技術的手段の安全及び効率に重大な損害を与える結果になるという証拠を提出しない限り、その公表を中止することを受益者に強制することはできない。
- 4 同機関は、当事者が提案する約束であって、相互運用に反する慣行を終らせることができる性質のものを受諾することができる。当事者間に合意がない場合には、同機関は、利害関係者がその意見を述べるようにした後に、請求の却下の理由を付した決定を行い、又は請求者が相互運用に不可欠な情報にアクセスすることができる条件、技術的手段の効率及び同一性を保証するために請求者が尊重しなければならない約束、並びにアクセス及び保護内容の使用の条件を、必要の場合には料金を課すことを条件として、指示する差止命令を発する。同機関が言い渡した料金は、同機関によって確定される。
- 5 同機関は、その差止命令の不履行の場合又は同機関が受諾した約束の不尊重の場合に適用さ

れる金銭的制裁を科する権限を有する。各金銭的制裁は、利害関係者に与えた損害の大きさ、制裁された団体又は企業の事情、及び相互運用に反する慣行のありうる反復に対応する。各制裁は、個別に、かつ理由を付して決定される。その最高額は、企業の場合には相互運用に反する慣行が実施されていた会計年度の前年度以来閉鎖されている会計年度中に取得した最高の税外世界売上げの額の5%とし、その他の場合には1万5、000ユーロとする。

- 6 同機関の決定は、法律によって保護される秘密を尊重しつつ、公表される。それらの決定は、当事者に通告される。当事者は、パリ控訴院に上訴を提起することができる。上訴は、執行停止の効力を有する。
- 7 技術的手段規制機関総裁は、支配的立場の濫用について、及び競争の自由行使を妨害する慣行であって、技術的手段の分野において知ることができるものについての審議を競合審議会に付託する。この審議付託は、緊急の手続の範囲内において、商事法典第464の1条に規定する条件に従って提出することができる。同機関総裁は、また、その権限に属するいずれの問題をも、意見を求めるために、同審議会に付託することができる。競合審議会は、競合の管轄範囲に入るいずれの審議付託をも同機関に伝達し、及びこの法典第331の5条にいう技術的手段の分野において審議付託された慣行についての意見を収集する。

第331の8条 私的複製のための例外及びこの条にいう例外の特権は、この条及び第331の9条から第331の16条までの規定によって保証される。

2 第331の17条にいう技術的手段規制機関は、保護の技術的手段の活用が、次の各号に定める例外を受益者から奪う結果とならないよう監視する。

- (1) 第122の5条第2号及び第3号(e)(2007年1月1日以後)並びに同条第7号及び第8号
- (2) 第211の3条第2号及び第3号最終段(2009年1月1日以後)並びに同条第6号及び第7号
- (3) 第342の3条第3号及び第4号(2009年1月1日以後)

3 第331の9条から第331の16条までに従うことを条件として、同機関は、前記の例外の行使の条件を決定し、及び特に私的複製のための例外の範囲内で許される複製の最小限の数量を、著作物又は保護対象の種類、公衆への伝達の各種の方法、及び利用できる保護技術によって提供される可能性に応じて、決定する。

第331の9条 第331の5条に定める保護の技術的手段に頼る権利者は、複製物の部数を制限する目的のためにそれらの手段を当てることができる。ただし、それらの者は、それらの手段の活用が、第331の8条にいう例外の受益者からそれらの手段の有効な行使を奪わないために、有用な措置をとる。それらの者は、消費者の公認団体その他の関係当事者との協議でそれらの手段を定めるよう努力する。

2 この条の規定は、技術がそれを可能とする限度において、それらの例外の有効な特権を著作

物又はレコード、ビデオグラム若しくは番組への適法なアクセスに従わせることができ、かつ、通常の利用を害し、又は著作物若しくは保護対象の権利者の正当な利益に不当な損害を与えるような効果を持たないように監視することができる。

第331の10条 著作物又は隣接権による他の保護対象が、当事者間で締結される契約条項に従って、各人が選択する場所から、及び各人が選択する時にアクセスすることができるように公衆の利用に供される場合には、権利者は、第331の9条の規定を採用する義務を負わない。

第331の11条 出版者及びテレビ放送業務の配給業者は、第122の5条第2号及び第211の3条第2号にいう条件に従って、私的複製（媒体への私的複製及びデジタル・フォーマットにおける私的複製を含む。）のための例外の特権を公衆から奪うような結果になる技術的手段に頼ることはできない。

2 視聴覚設備上級審議会は、伝達の自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号第42条及び第48の1条に定める条件に従って第1項の義務の尊重を監視する。

第331の12条 著作物、ビデオグラム、番組又はレコードの読取りへのアクセスの条件、並びに保護の技術的手段の活用によって第122の5条第2号及び第211の3条第2号にいう私的複製のための例外の特権に加えられうる制限は、使用者に知らされなければならない。

第331の13条 第331の8条にいう例外の受益者であるいずれの者も、又はその者を代表するいずれの認可法人も、第331の5条に定める保護の技術的手段が前記の例外の特権に加える制限にかかわるいずれの紛争をも、技術的手段規制機関に付託することができる。

第331の14条 第122の5条第7号にいう公衆に開放される法人及び施設であって、著作物又は保護対象の障害者に適応した複製又は上演・演奏を実現するものは、デジタル索引カードの形式で印刷された文書の伝送にかかわるいずれの紛争をも、技術的手段規制機関に付託することができる。

第331の15条 技術的手段規制機関は、当事者の権利を尊重しつつ、調停の解決を支援し、又は促進させる。同機関が調停の調書を作成する場合には、その調書は、執行力を有する。その調書は、小審裁判所の書記課への寄託の対象となる。

2 付託から起算して2か月の期間内に調停がない場合には、同機関は、利害関係者がその意見を提出することができるようにした後に、請求の却下の理由を付した決定を行い、又は例外の有効な特権を確保するに適した手段を、必要の場合には料金を課すことを条件として、指示する差止命令を発する。同機関によって言い渡される料金は、同機関によって確定される。

3 これらの決定及び調停の調書は、法律によって保護される秘密を尊重しつつ、公表される。

それらは、当事者に通告される。当事者は、パリ控訴院に上訴を提起することができる。上訴は、執行停止の効力を有する。

第331の16条 国務院令は、この款の適用条件を規定する。同令は、第331の12条にいう著作物、ビデオグラム、番組又はレコードの使用者の情報の形態を規定する。

第331の17条 技術的手段規制機関は、独立行政機関とする。同機関は、著作権又は隣接権によって保護される著作物及び保護対象の保護及び確認の技術的手段の分野における監視という一般的任務を確保する。

2 同機関は、同機関がこの分野において認めた最も目立った進展について、及び文化的内容の普及に対するそれらの予想できる影響について、政府及び国会に提出する報告において毎年報告する。同機関は、これらの進展が必要とする立法上の枠組みの調整について、国会の委員会から協議を受けることができる。

3 同機関は、また、私的複製の境界に関する第331の8条の根拠に基づいて同機関が決定した方向づけについて、及び第331の7条の根拠に基づいて同機関が行った決定についても、報告する。

第331の18条 技術的手段規制機関は、政令によって任命される6名の構成員で構成される。

2 第311の5条にいう委員会の委員長(委員会の作業に投票権のない発言権を持って参加する。)のほか、同機関の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 国務院副院長が指名する国務院評定官1名

(2) 破棄院院長が指名する破棄院判事1名

(3) 会計検査院院長が指名する会計検査院主任評議官1名

(4) 科学技術アカデミー会長が指名する委員1名(情報科学技術に関するその者の見識を理由とする。)

(5) 文学的及び美術的所有権上級審議会会長が指名する文学的及び美術的所有権上級審議会の委員1名

3 同機関の構成員の任期は、6年とする。その任期は、更新することができず、かつ、取り消すことができない。

4 同機関の構成員に欠員がある場合には、残存する任期について後任者が選任される。

5 総裁は、前記(1)、(2)及び(3)に掲げる者の中から構成員によって選出される。

第331の19条 技術的手段規制機関の構成員の職務は、この編第2章によって規制される協会の、又はレコード若しくはビデオグラムの製作活動を行うか又は保護著作物のダウンロード業務を提供するいずれの企業の、幹部若しくは従業員の職務又は旧幹部若しくは旧作業員の資格とも、両立しない。

- 2 同機関の構成員は、第1項にいう活動の一を行う企業における権益を、直接的にも又は間接的にも保持することはできない。
- 3 同機関のいずれの構成員も、討議の前3年の間にその者が職務を行使し、又は任務を保持していた企業の支配下にある企業又は協会（商事法典第233の16条に定める）に関する討議に参加することができない。

第331の20条 技術的手段規制機関は、その事務総長の権限の下に置かれる業務部門を有する。

- 2 同機関において書類についての指示を担当する報告者は、総裁の提案に基づいて、文化担当大臣によって任命される。
- 3 同機関は、専門家の協力を求めることができる。同機関は、年度の予算法案の作成の時に、その任務の遂行に必要な予算額を提案する。その予算額は、国の一般予算に組み入れられる。
- 4 機関の総裁は、支出の支払い命令者とする。総裁は、機関の会計報告を会計検査院に提出する。

第331の21条 技術的手段規制機関の決定は、投票の多数決によって行われる。投票の賛否同数の場合には、総裁の投票が決定権を有する。

- 2 国務院令が、手続及び書類の指示に適用される規則を定める。

第331の22条 著作物（ソフトウェアを除く。）、実演、レコード、ビデオグラム又は番組に付随する権利の制度に関する電子形式の情報は、情報、番号若しくはコードの要素の一が複製と結合されるか、又は関係する著作物、実演、レコード、ビデオグラム若しくは番組の公衆への伝達と関連して現われる場合には、この章に規定する条件に従って保護される。

- 2 電子形式の情報とは、権利者が提供するいずれの情報でもあって、著作物、実演、レコード、ビデオグラム、番組若しくは権利者を確認することを可能とするもの、著作物、実演、レコード、ビデオグラム若しくは番組の使用の条件及び手続に関するいずれの情報、並びにこれらの情報の全部又は一部分を表現するいずれの番号若しくはコードをもいう。

第332の1条 警視及び警視がない場合には小審裁判所判事は、第1編によって保護される著作物のいずれの著作者、その権利承継人又はその権利譲受人の求めにも応じて、その著作物の違法な複製を構成する複製物又は第331の5条及び第331の22条にそれぞれいう技術的手段及び情報に損害を与えるいずれの複製物、製品、器具、装置、構成部品若しくは手段をも差し押さえる義務を負う。

- 2 差押えが、進行中であるか又はすでに告知されている公の上演又は演奏を延期させ、又は中止させる結果となるような場合には、請求に基づいて発せられる命令によって、大審裁判所裁判長から特別の許可を得なければならない。大審裁判所裁判長は、また、同一の形式に従って、

次の各号に掲げることを命ずることができる。

- (1) 著作物の違法な複製又は第331の5条及び第331の22条それぞれいう技術的手段及び情報に対する損害の実現を目的とする進行中のいずれの製造をも一時中止すること。
 - (2) 著作物の違法な複製を構成する複製物であつてすでに製造されたもの又は製造中のもの、又は第331の5条及び第331の22条にそれぞれいう技術的手段及び情報に損害を与える製造された又は製造中の複製物、製品、器具、装置、構成部品若しくは手段、取得した収益並びに違法に使用された複製物を、日時のかんを問わず差し押さえること。同裁判所は、また、著作物を違法に製作し、又は頒布するために使用された設備及び用具の実質的差押えを命ずることができる。
 - (3) 著作者の権利を侵害していずれかの方法によって行われる精神の著作物のいずれの複製、上演・演奏又は頒布から生ずる、又は第331の5条及び第331の22条にそれぞれにいう技術的手段及び情報に対する損害から生ずる収益をも差し押さえること。
 - (4) 著作者の権利の一を侵害する有線による公衆への伝達業務の内容をいずれの手段によつても一時中止すること(この内容をストックすることの中止又は代りにそのアクセスを可能とすることの中止を命ずる場合を含む。)。この措置の効力の解除又は制限を被告が要求することができる期間は、規則によつて定めることができる。
 - (5) 違法な著作物若しくは著作権を侵害する疑いのある製品を現実に差し押さえること、又は商業的流通経路へのそれらの導入若しくは流通経路におけるそれらの流通を阻止するためにそれらを第三者の手に委ねること。
- 3 大審裁判所裁判長は、同一の形式に従つて、第2編に定める隣接権者の求めに応じて前記(1)から(5)までに規定する措置を命ずることができる。
- 4 大審裁判所裁判長は、前記の命令において、差押え人があらかじめ保証を設定することを命ずることができる。

第335の4の1条

- I 実演、レコード、ビデオグラム又は番組の保護を改悪するために、コード解読、暗号解読その他保護又は管理の仕組みを迂回し、無効にし、又は除去することを目的とするいずれかの個人的介入によつて、第331の5条に定めるような有効な技術的手段に対して、研究以外の目的で、承知の上で損害を与える行為は、この損害が、I Iにいう科学技術の応用、装置又は現存の構成部品の使用以外の手段によつて実現される場合には、3、750ユーロの罰金に処せられる。
 - II 第331の5条に定めるような有効な技術的手段に対して損害を与えるために考えられ、又は特別に適応された手段を、次の各号に掲げる方式の一によつて、直接的又は間接的に、承知の上で他人に得させ、又は提案する行為は、6か月の禁錮及び3万ユーロの罰金に処せられる。
- (1) 科学技術の応用、装置又は構成部分を、研究以外の目的で、製造し、又は輸入すること。

- (2) 販売、貸与若しくは賃貸のために保持し、それらと同一の目的のために提供し、又は科学技術の応用、装置若しくは構成部品をなんらかの形式で公衆の利用に供すること。
- (3) この目的のために役務を提供すること。
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げる方式の一の使用を扇動し、又はそのための宣伝を指揮し、構想し、組織し、複製し、頒布し、又は普及させること。

III これらの規定は、この法典に規定する権利の限度内において情報処理の安全の目的のために実行される行為については、適用されない。

(以上)